

# あんぜん労災一人親方建設協会\_サービス 利用規約

一般社団法人 Sen

版 数	第1版
最終改定日	2026年3月12日
施行日	2026年1月1日

# 目次

第1章 総則.....	1
第1条 目的.....	1
第2条 定義.....	1
第3条 規約の適用.....	1
第2章 入会.....	1
第4条 入会手続.....	1
第5条 特別加入の承認.....	1
第6条 入会の拒否.....	1
第7条 取りまとめ申込事業者.....	2
第3章 変更届出.....	2
第8条 変更届出.....	2
第4章 退会・更新.....	2
第9条 退会.....	2
第10条 年度更新.....	2
第5章 費用.....	2
第11条 費用の構成.....	3
第12条 中途入会.....	3
第13条 納入手続.....	3
第14条 返金.....	3
第6章 保険給付.....	3
第15条 労働災害の報告.....	3
第16条 保険給付の請求.....	4
第7章 免責及び損害賠償.....	4
第17条 免責.....	4
第18条 損害賠償の制限.....	4
第8章 雑則.....	4
第19条 個人情報の取扱い.....	4
第20条 規約の変更.....	4
第21条 協議.....	4
第22条 管轄裁判所.....	5
附 則.....	5

# あんぜん労災一人親方建設協会\_サービス利用規約

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本規約は、一般社団法人 Sen（以下「本法人」という。）が運営するあんぜん労災一人親方建設協会（以下「本会」という。）が提供するサービスの利用条件を定める。本会の組織運営については会則に定める。

### (定 義)

第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「利用者」とは、本規約に同意の上、本会のサービスを利用する会員及び入会希望者をいう。
- (2) 「サービス」とは、本会が提供する一人親方特別加入に関する事務処理その他本会が提供する一切の業務をいう。
- (3) 「取りまとめ申込事業者」とは、加入者の承諾を得て窓口となり、申込者を取りまとめる事業者及び代理人をいう。

### (規約の適用)

第3条 本規約は、本会と利用者との間のサービスの利用に関する一切の關係に適用する。

- 2 本会が別途定める細則、案内等は、本規約の一部を構成する。

## 第2章 入 会

### (入会手続)

第4条 本会に入会しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 加入申込書兼誓約書又は加入申込書及び注意事項チェックリスト
  - (2) 別紙に定める本人確認書類
  - (3) その他、本会が指定する書類
- 2 前項に定める書類に添えて入会金及び会費、保険料を納入して申込みを行うものとする。

### (特別加入の承認)

第5条 加入者の特別加入の地位は、本会が所轄の労働基準監督署に關係書類を提出し、認められた「承認する日」から有効となる。

- 2 承認日は、労働基準監督署の書類受付日の翌日とする。ただし、承認を希望する日が労働基準監督署への書類提出日の翌日から起算して30日以内であれば、希望する日を承認日とすることができる。

### (入会の拒否)

第6条 本会は、次のいずれかに該当する場合、入会を拒否することがある。

- (1) 入会の意図が社会的、倫理的見地から不当又は労災保険給付の不正受給に該当すると判断された場合
- (2) その他、本会が会員とすることを不適當と判断した場合

(取りまとめ申込事業者)

- 第7条 取りまとめ申込事業者が申込者を取りまとめる場合は、内容を確認の上、加入申込書の取りまとめ申込事業者記載欄に担当者名を記載して申込むものとする。
- 2 取りまとめ申込事業者は、自らの責任において加入者より本会からの連絡を受ける権限の付与を受け、加入者に連絡事項を通知するものとする。ただし、本会が必要と判断した場合は、各加入者に個別に連絡することができる。
  - 3 取りまとめ申込事業者と加入者との間において加入申込に関わるトラブルが発生したときは、当事者間で解決するものとし、本会は一切関知しない。

### 第3章 変更届出

(変更届出)

- 第8条 会員は、特別加入した事項について変更が生じるときは、事前に又は30日以内に本会に届け出なければならない。変更届出を怠ったことにより生じた不利益について、本会は責任を負わない。
- 2 届出を要する変更事項は、次の各号のとおりとする。
    - (1) 氏名、住所、業務又は作業内容等の変更
    - (2) 給付基礎日額の変更（当年度の2月末日までに届け出た場合に限り、翌年度4月1日から適用する。）
    - (3) 年間100日以上従業員を雇い入れることが判明したとき
    - (4) 業種の変更
    - (5) その他、一人親方の要件に該当しなくなったとき

### 第4章 退会・更新

(退 会)

- 第9条 会員が退会を希望するときは、退会希望月の25日までに退会の意思を示さなければならない。
- 2 会員の特別加入は、本会が所轄の労働基準監督署に関係書類を提出し、認められた「承認日の翌日」をもって終了し、その翌日の午前0時をもって特別加入者としての地位は消滅する。
  - 3 任意退会における前項の「承認日」は、労働基準監督署での書類受付日の翌日とする。承認を希望する日が労働基準監督署への書類提出日の翌日から起算して30日以内であれば、希望する日を「承認日」とすることができる。ただし、特別加入者としての地位の自動消滅（死亡、団体の構成員でなくなった、事業を辞めた等）に該当する場合は、当該事実が生じた日に特別加入者としての地位が消滅する。
  - 4 月単位（短期）加入者は、加入申込時に選択した期間の満了をもって退会とする。途中退会はできない。

(年度更新)

- 第10条 会員は、本会が毎年1月以降に送付する年度更新意思確認書類により、2月末日までに年度更新の意思確認を行った上で、保険料等の納付を完了しなければならない。
- 2 意思確認又は保険料等の納付が翌年度4月末日までに確認できない場合は、年度末に退会する意思表示があったものとみなし、退会手続を行う。

### 第5章 費 用

(費用の構成)

第11条 利用者が本会に対して納入する費用は、以下のとおりとする。

- (1) 会費 別表に定める額（非課税）
  - (2) 労働保険料 給付基礎日額及び加入月数に基づき法定のとおり算定した額
  - (3) 事務手数料 月単位（短期）加入者のみ、別表に定める額（税込）
  - (4) 会員証発行手数料 入会時及び年度更新時に別表に定める額（税込）
  - (5) その他本会が定める費用
- 2 前項の費用は、本会が指定する期日までに指定する方法により納入しなければならない。

(中途入会)

第12条 年度途中で新たに会員となった場合の会費は、別表の単価に加入月数を乗じた額とする。労働保険料は、給付基礎日額及び加入月数に基づき法定のとおり算定した額とする。

(納入手続)

第13条 本会は、入会希望者から入会申込み又は会員から変更届出を受けたときは、納入すべき会費及び保険料を算定し通知する。

- 2 通知を受けた者は、当該納入すべき額を本会の指定する期日までに指定する口座に納入しなければならない。
- 3 本会は、会費及び保険料の納入を受けたときは、帳簿にその金額と受領年月日を記録し、速やかに領収書を発行する。
- 4 本会は、保険料の納入を受けた場合は、所定の労働保険料申告書を作成し、法定の納付期限内に政府に対して労災保険の申告及び納付を行わなければならない。

(返 金)

第14条 本会は、会員への返金を行う場合、以下のとおり定める。

- (1) 返金時の振込手数料は会員負担とする。
- (2) 年度途中で退会した場合、入会金・会費は返還しない。既納労働保険料は、退会日の属する月の翌月から年度末までの月数にて計算した法定の額を返金する。
- (3) 退会届に会員証の添付がない場合は、会員証再発行手数料と同額を返金額より差し引く。
- (4) 入会手続後、特別加入日の経過前であって、かつ会員証の発行前に手続取消しの意思を示した場合は、納入済みの会費及び労働保険料から会員証発行手数料相当額（550円）を差し引いた額を返金する。
- (5) 入会手続後、特別加入日の経過前であっても、会員証の発行後は手続の取消しをすることができない。
- (6) 月単位（短期）加入者については、選択した期間の満了をもって保険期間終了とし、返金はしない。途中退会の場合も同様とする。

## 第6章 保険給付

(労働災害の報告)

第15条 会員は、業務上又は通勤途上の災害により負傷し、又は疾病にかかったときは、速やかに本会が指定する方法により報告しなければならない。

- 2 会員は、前項の報告に際し、災害の発生日時及び場所、災害の状況、負傷又は疾病の内容、受診した医療機関の名称等を本会に伝えるものとする。
- 3 会員は、労災保険による給付を受けようとするときは、医療機関の窓口において労災保険を使用する旨を申し出なければならない。国民健康保険その他の公的医療保険を使用してはならない。

(保険給付の請求)

- 第16条 保険給付の請求書類は、会員本人が管轄の労働基準監督署に相談の上、作成するものとする。本会は、保険給付請求書類の作成指導及び作成代行は行わない。
- 2 本会は、会員から請求書類の提出を受けたときは、加入団体としての団体証明を行い、本会が指定する方法により会員に返送する。
  - 3 保険給付の認定及び支給の決定は、労働基準監督署が行う。本会は加入団体としての証明を行う立場であり、給付を保証するものではない。
  - 4 請求書類の作成が困難な場合は、本法人のグループ法人に別途有料で依頼することができる。この場合の費用及び手続は、本会のサービスとは別に当該グループ法人との間で定めるものとする。

## 第7章 免責及び損害賠償

(免責)

- 第17条 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合、これにより利用者に生じた損害について責任を負わない。
- (1) 利用者が届出義務又は書類提出義務を怠ったことに起因する場合
  - (2) 利用者が提出した書類の記載内容に虚偽又は誤りがあった場合
  - (3) 労働基準監督署その他行政機関の判断、処分又は法令の改正に起因する場合
  - (4) 天災、通信障害その他本会の責に帰することのできない事由による場合

(損害賠償の制限)

- 第18条 本会が利用者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その賠償額は、当該利用者が直近1年間に本会に納入した会費の合計額を上限とする。

## 第8章 雑則

(個人情報の取扱い)

- 第19条 本会は、利用者から取得した個人情報(個人番号を含む。)を、労災保険特別加入に関する事務処理及びこれに付随する業務の目的に限り使用し、法令に基づく場合を除き第三者に提供しない。個人情報の取扱いの詳細は、個人情報取扱規程に定める。

(規約の変更)

- 第20条 本会は、理事会の決議により本規約を変更することができる。変更後の規約は、本会が利用者に通知した時点から効力を生じる。

(協議)

- 第21条 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈について疑義が生じた場合は、本会と利用者が誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第22条 本規約に関する紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 附 則

本規約は、令和8年1月1日から施行する。

#### 別紙 本人確認書類

##### 【1種類で確認できる書類】

- ・運転免許証
- ・船舶操縦士免許証
- ・住民基本台帳カード（写真付）
- ・各種福祉手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）（顔写真付に限る）
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書（外国人登録証明書を含む）
- ・マイナンバーカード（表面） ※外国籍の方については在留カードの提示が必須

##### 【2種類で確認できる書類】

- ・各種健康保険証
- ・各種年金手帳
- ・各種福祉手帳（顔写真のないもの）
- ・住民票（写し） ※個人番号が記載されていないもの

##### 【補足確認証】

- ・特殊団体発行の資格証（建設業に関わる資格証）
- ・18歳未満の加入希望者については保護者承諾書を必須とする。

##### 【上記の書類で住所相違の場合】

公的証明書に加えて発行日から3箇月以内の公共料金領収書のコピー（固定電話、携帯電話、電気、ガス、水道、NHK受信料のいずれか）

#### 別表 会費等

##### 1. 会費（非課税）

加入区分	会費単価
年度単位加入	450円/月 × 加入月数
月単位（短期）加入	500円/月 × 加入月数

※会費は入会月から年度末（3月）までの月数に応じて算定する。

##### 2. 事務手数料（税込）

対象	金額
月単位（短期）加入 事務手数料	6,600円（加入期間にかかわらず一律）

##### 3. 会員証発行手数料（税込）

項目	金額
会員証発行（入会時・年度更新時）	550 円
会員証再発行	2,000 円

#### 4. 労働保険料

給付基礎日額及び加入月数に基づき、法定のとおり算定する。